

諸 規 定

1 制服着用規定

校風の維持向上を計るため、本校指定の制服を着用し、敬愛生としての品位を保つものとする。

- (1) 制服
 - ア スラックス着用時
ブレザー、冬用スラックス、ベスト・セーター、Yシャツ（サックスブルー）
ネクタイ、夏用スラックス、半袖ポロシャツ
 - イ スカート着用時
ブレザー、冬用スカート（ブルー・グリーン）、ベスト・セーター、ブラウス（サックスブルー）リボン、夏用スカート（ブルー）、半袖ポロシャツ、紺ソックス（指定）
 - ウ 制服着用における留意事項
 - a 制服を变形してはならない。
 - b 11月～4月は、ブレザーを着用すること。また、ネクタイ・リボンも常時着用のこと。
 - c 特にベスト・セーター・スカート着用時のソックスについて、本校指定以外のものを着用することは禁じる。
- (2) 胸章 胸章を所定の位置につける。
- (3) 通学靴 短靴で黒または茶の革靴とする。ただし運動靴は認める。
- (4) 上履き 本校指定のものとする。
- (5) 靴 本校指定のものとする。
- (6) 靴 下
 - a スラックス着用時は、グレーまたは、紺色・黒色・白色を基調とする。
 - b スカート着用時は、本校指定の紺のソックスを着用する。厳寒時は黒のタイツの着用を認める。
- (7) 頭髪
高校生として、品位を保つ型とし、パーマや染色・脱色・奇抜な髪型は禁ずる（運用内規は別に定める）。
- (8) コート類は、黒又は紺・グレーを基調とした膝丈程度の長さのものとする。
- (9) 事由があつて規定外の服装をする場合には、事前に異装許可願をホーム・ルーム担任に提出し、生徒指導部長の許可を受け、許可証を携帯すること。
- (10) その他高校生にふさわしくない装飾品を身につけることや、化粧をすることを禁ずる。

2 自動車等の運転免許証の取得及び運転に関する規定

第1条 本校生徒は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として自動車等の運転免許証の取得および運転を認めない。

- (1) 通学又は家業に必要やむを得ないと学校長が認めたとき。
- (2) 卒業後における勤務上運転免許証を有することが必要とされ、且つ在学中に運転免許証を取得しておくことが必要と学校長が認めたとき。

(注) 自動車等の運転免許証とは道路交適法第2条第1項第9号及び第10号の規定する自動車及び原動機付自転車をいう。

第2条 前条各号に該当する場合に取得することのできる運転免許証の種類及び運転することのできる自動車等の種類は次の通りとする。

- (1) 前条第1号の場合にあつては、500cc以下の原動機付自転車および小型特殊自動車とする。
- (2) 前条第2号の場合にあつては、取得することのできる運転免許証は、道路交通法第85条第1項の表中、原則として普通免許・小型特殊免許および原付免許とする。

第3条 第1条各号に該当する生徒は、所定の用紙にその事由を記載し、保護者の申請書と共に学校長に提出し許可を受ける。

- (1) 前項の場合において許可された生徒に対しては、学校長から許可書が交付される。
- (2) 許可された生徒が、運転免許試験を受けるに当たっては、申請書類に交付された許可書を添付して関係機関に申請すること。

第4条 第1条各号によって運転免許証を取得した場合の運転については次の通りとする。

- (1) 第1条第1号によった場合は、第3条による申請書に記載した使用目的および使用区間以外は運転してはならない。
- (2) 第1条第2号によった場合は、その免許証を卒業時又は本校生徒の身分を失う時まで学校で保管する。学校長は保管した免許証に対し、預かり証（別紙様式）を発行する。ただし特別な事情により運転することが必要と認められる場合は保護者の監督の下に一定期間免許証を返却することもある。
- (3) 第1条第2号によって運転免許証を取得する場合は、その許可は第3学年次の12月25日以降とする。